

2 消安第2586号 - 2
令和2年11月24日

公益社団法人日本獣医師会
会長 藏内 勇夫 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

獣医師法第8条第2項に該当する獣医師の処分について

このことについて、獣医師法（昭和24年法律第186号）第8条第2項の規定に基づく処分が令和2年11月9日付けで行われ、別紙のとおり公表されました。

近年、獣医師の社会的責任や獣医師に対する期待が高まっている中、このような処分が行われることは、獣医師の社会的信用を失うものであり、大変遺憾であります。

貴会におかれましては、適切な獣医療の提供のためにこれまでも積極的な取組をされているところではありますが、特に下記について御承知の上、獣医師が社会的信頼に十分に応えられるよう、獣医師倫理の指導に一層の御協力をお願いします。

記

1. 貴会下の構成獣医師に対し、獣医師法、獣医療法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及びその他法令違反等の事実が発生した場合には、当該獣医師から当課担当者又は都道府県畜産主務部局に報告するよう指導を行うこと。
2. 獣医師法上の行政処分の対象となり得る者の情報を貴会会員が把握した場合は、その旨を当課担当者又は都道府県畜産主務部局に情報提供するよう指導を行うこと。



獣医師法第8条第2項の規定に基づく「獣医師の業務停止処分」について

農林水産大臣は、獣医師1名に対し、獣医師法に基づく業務停止の処分を行いました。

行政処分内容等

農林水産大臣は、以下の獣医師に対し、獣医師法に基づく業務停止の処分を行いました。

島山秀明（宮城県在住66歳）

行政処分の内容：令和2年11月24日から1年4月の業務停止

事件の概要：当該獣医師は、和牛の人工授精業務に関し、実際の父牛と異なる父牛の精液を人工授精し授精証明書を発行した件について宮城県から家畜改良増殖法第34条第2項に基づく報告徴収を受けていたところ、宮城県に対して内容虚偽の報告をした。

司法処分の内容：罰金10万円（家畜改良増殖法の一部を改正する法律（令和2年法律第21号）による改正前の家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第40条第6号）

【お問合せ先】

消費・安全局畜水産安全管理課

担当者：獣医事班 末谷、瀧川

代表：03-3502-8111（内線4530）

ダイヤルイン：03-3501-4094

FAX：03-3502-8275